

A 確定申告をされた方

不足額が発生している方に、お知らせ文書又は支給確認書を送付します。

お知らせ文書が届いた方

口座情報の変更、辞退の申し出がなければ手続きは不要です。

口座情報の変更、辞退の申し出を希望される方は令和7年8月15日までに福祉政策課へご連絡ください。

支給確認書が届いた方

支給額や口座情報をご確認いただき、変更がなければ、本人確認書類等を添付して令和7年10月31日までに福祉政策課へ提出してください。

上記の通知が届かない方

確定申告書の第一表④④－④③>0 円の場合、申請対象となる可能性がありますので申請窓口（0838-25-3660）へお問い合わせください。

令和6年分の確定申告書（案）一部抜粋

収入金額等				所得金額				税				計				算			
事業所得	営業等	区分	ア	事業所得	農業	区分	イ	課税される所得金額	(12-20)又は第三表	30				000					
不動産所得	不動産	区分	ウ	不動産所得	不動産	区分	エ	上の30に対する税額	又は第三表の30	31									
雑所得	雑所得	区分	オ	雑所得	雑所得	区分	カ	配当控除		32									
給与所得	給与	区分	キ	給与所得	給与	区分	ク	配当控除		33									
公的年金等所得	公的年金等	区分	ケ	公的年金等所得	公的年金等	区分	コ	配当控除		34									
雑所得	雑所得	区分	カ	雑所得	雑所得	区分	キ	配当控除		35									
その他所得	その他	区分	ク	その他所得	その他	区分	ケ	配当控除		36									
短期所得	短期	区分	コ	短期所得	短期	区分	ク	配当控除		37									
長期所得	長期	区分	カ	長期所得	長期	区分	キ	配当控除		38									
一時所得	一時	区分	ク	一時所得	一時	区分	コ	配当控除		39									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	カ	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	キ	再差引所得税額	(41-42)	43									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	ク	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	コ	再差引所得税額	(41-42)	44									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	カ	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	キ	再差引所得税額	(41-42)	45									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	ク	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	コ	再差引所得税額	(41-42)	46									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	カ	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	キ	再差引所得税額	(41-42)	47									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	ク	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	コ	再差引所得税額	(41-42)	48									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	カ	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	キ	再差引所得税額	(41-42)	49									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	ク	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	コ	再差引所得税額	(41-42)	50									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	カ	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	キ	再差引所得税額	(41-42)	51									
再差引所得税額	再差引所得税額	区分	ク	再差引所得税額	再差引所得税額	区分	コ	再差引所得税額	(41-42)	52									

年分用
定額減税実施済額は、④③と④④のいずれか少ない方の金額です。